

令和 年 月 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

住所・所在地

氏名・団体名

代表者(団体の場合)

印

児童福祉法第35条第5項第4号に該当しないことの誓約書

認可保育所の設置・運営事業者募集の申請にあたり、申請者は、申請者が児童福祉法第35条第5項第4号イからリまでに規定する者に該当しないこと、また、その役員等が同号ヌに規定する者に該当しないことを誓約します。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

〔児童福祉施設の設置等〕

第三十五条

5 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者

を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日

前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであること。

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)

[保育所の欠格事由に係る国民の福祉若しくは学校教育に関する法律の規定]

第三十六条の二 法第三十五条第五項第四号ロの政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法
- 二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)
- 三 第二十二條の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号までに掲げる法律

[法第十九条の九第二項第二号の政令で定める法律]

第二十二條の五 法第十九条の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 七 生活保護法
- 八 社会福祉法
- 十二 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)
- 十三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)
- 十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 十五 児童虐待の防止等に関する法律
- 十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)
- 十七 認定こども園法
- 十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)
- 十九 子ども・子育て支援法

[保育所の欠格事由に係る労働に関する法律の規定]

第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十二條の六各号に掲げる規定とする。

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

[認可の取消しに該当しないことが認められるもの]

第三十七条の二 法第三十五条第五項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事が法第四十六条第一項その他の規定による報告等

の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該保育所の設置者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第三十五条第五項第四号ホただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

〔法第三十五条第五項第四号トの通知〕

第三十七条の三 法第三十五条第五項第四号トの規定による通知をするときは、法第四十六条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。